

第 2 3 回秋田市都市計画審議会

議 案 書

平成 2 0 年 9 月 5 日
秋田市都市計画審議会

議案第 1 号

一般廃棄物処理施設の設置位置について

1 諮問理由

平成20年8月6日付けで、北日本通商株式会社代表取締役小松弘之から、ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の設置位置について建築基準法第51条ただし書きに基づく許可の申請があったため、都市計画上支障がないかどうか本審議会へ諮問するものである。

2 これまでの経緯

申請者は、申請位置の秋田市飯島字穀丁大谷地157番地5において、一般家庭から排出される廃プラスチック類を再生原料化して市場に還元しており、現在その処理量は1日あたり4.8tである。

全国的に廃プラスチックの分別収集が進み、今後はリサイクル処理量の増加が見込まれるため、1日当たりの処理量を9.6tとする計画があり、この処理量が建築基準法、同施行令および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める規模に該当することから、今回の諮問に至ったものである。

3 処理施設の位置と施設の概要

別紙資料1のとおり

4 処理施設周辺の土地利用状況について

処理施設は秋田県が分譲した秋田港・北港背後地区内に所在し、秋田港から約1.4km、国道7号から約1.7kmに位置し、周辺は工場や工業系の事務所などが存在している。処理施設敷地の前面

は幅員約15mの道路が整備され、この道路が国道7号および、主要地方道秋田天王線に接続している。

また、北東方向約300mには第二種中高層住居専用地域と南東方向約200mには第1種住居地域の住宅地が広がり、その間に住宅を含む準工業地域を挟んでいる。

なお、都市計画に定める用途地域は工業専用地域であり、防火地域の指定はない。